

平成 15 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 佐藤 真良

**企業会計基準適用指針公開草案第 6 号「固定資産の減損に係
る会計基準の適用指針(案)」(以下、「草案」)に対するコメント**

草案に対して以下のコメントを申し上げます。

資産のグルーピング

1. 草案においては、資産のグルーピングに関して、「継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする」としている。そして、「収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分であっても……」としている(第 6 項(1))。

しかしながら、減損の認識および測定にあたっては、「キャッシュ・フロー」に基づいてこれを行うわけであるから、資産のグルーピングにあたり「収支」という「キャッシュ・フロー」と異なる基準を基礎として導入するのは整合性に欠け、また実際上もその後の認識あるいは測定のプロセスで不都合を来す恐れもある。企業外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じていない収支把握単位を資産グループとした場合には、認識および測定にあたりどのようにして、キャッシュ・フローを把握するのか特に言及すべきではなかろうか。

減損の兆候

2. 減損の兆候に関して、草案第 12 項では、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生ずる見込みである場合をあげている。この「生ずる見込み」である場合とは、具体的にどういう場合か、少しでも説明しないと見込みについて指針の実際的な適用は難しいものとなるのではないか。
3. 減損の兆候に関して、市場価格が帳簿価額から少なくとも 50%程度下落した場合が該当するとしている(第 14 項)。50%という数値は、例えば 30%などと比較して相当の低下という印象を与える。減損の兆候の把握は、減損の会計行為のほんの入口であり、

ただちに減損損失の認識が要求されるわけでもない。一方、減損の兆候がないとされた資産グループは、減損会計としてはもう何もしないことになる。

入口の段階で減損会計のプロセスの対象とすべきものを過剰に制限することは、会計基準を有名無実にしてしまうおそれがありいかなものか。

減損損失の測定

4. 回収可能価額の算定 正味売却価額において、合理的に算定された価額の算定方法として、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチによる見積方法を並列的に示している（第 27 項（2））。しかしながら、回収可能価額の算定を本意とする減損会計にあっては、コスト・アプローチは多くの場合、適切と考えられないことに言及すべきではなからうか。

将来キャッシュ・フロー

5. 将来キャッシュ・フローについて、第 32 項（1）（2）（3）の中長期計画とは、今後何年間程度の計画をいうのか明らかにすべきではなからうか。
6. 将来キャッシュ・フローについて、第 32 項（3）において、中長期計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローの成長率がプラスの場合も想定されている。しかしながら、中長期を超える将来の期間の見積りは不確実性が高く、将来キャッシュ・フローについて成長率がプラスの仮定を許容するのはいかなものか。
7. 第 33 項（3）および（4）の各項は、共用資産およびのれんに関して、より大きな単位でグルーピングを行う場合の将来キャッシュ・フローの見積りについて述べているが、これら項の趣旨がよく理解できない。共用資産またはのれんは、主要な資産には該当せず（第 23 項）、また、通常それ独自ではキャッシュ・フローを生み出すとは考えられないものであり、そのようなものの経済的残存使用年数がキャッシュ・フロー見積期間となりえるのであろうか。第 33 項（3）および（4）の趣旨を「結論の背景」等でわかりやすく示していただきたい。
8. 草案では、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる実務的な手法を示すことは困難であるとしている（第

111 項)。

減損会計基準では、期待キャッシュ・フロー・アプローチのもとでも、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクをキャッシュ・フローの見積りまたは割引率に反映させる必要があるとしている(減損会計基準注解(注6))。期待キャッシュ・フロー・アプローチのもとでは、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクは、加重平均キャッシュ・フロー見積りに反映されているとも考えられるが、それでも当該リスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させることが必要というなら(割引率に反映させない場合：草案第35項(2)前段)、是非ともその実際的手法の一例を示すべきであろう。

さらに、当該リスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させた場合には、算定された使用価値と減損認識判定キャッシュ・フローから逆算した割引率相当値が、リスク反映割引率(第41項の割引率)と大きく相違していないことの確認を求めている(第35項(2)後段)。しかしこれは過剰要求であり、事実上、リスク・フリー割引率を使用する本来の期待キャッシュ・フロー・アプローチの採用を排除してしまうことになりかねない。

当該確認要求は、リスク反映割引率は必ず正しいとする一方的な見解によっているので疑問が残る。このような確認は任意とすべきではなかろうか。

使用価値の算定に際して用いられる割引率

9. 使用価値の算定に際して用いられる割引率について、第41項(1)ないし(4)には、優先順位はないのか。第41項の(3)は(1)の代替で、(2)および(4)は(1)および(3)が入手不能の場合等に使用すべきものなので優先順位の明示が必要ではなかろうか。

共用資産およびのれんの取扱いについて

10. 共用資産に減損の兆候がある場合のみ、より大きな単位で減損損失の認識の判定が行われる(減損会計基準二7、草案第44項)。しかし、共用資産に減損の兆候がなければ、より大きな単位での判定は行われず、資産または資産グループごとの判定のみとなる。

共用資産の帳簿価額を各資産または資産グループに配分しない場合は、共用資産を加えたより大きな単位が一つの資産グループとなるわけだから、本来は共用資産に減損の兆候があるなしにかかわらず、より大きな単位として減損損失の認識の判定が必ず行われるべきである。したがって、より大きな単位での認識の判定が多く行われるように、指針における共用資産の減損の兆候(第15項)をより広範な事象とするのが望ましい。

以上のことは、のれんに(第48項、第16項)についても同様である。

以上